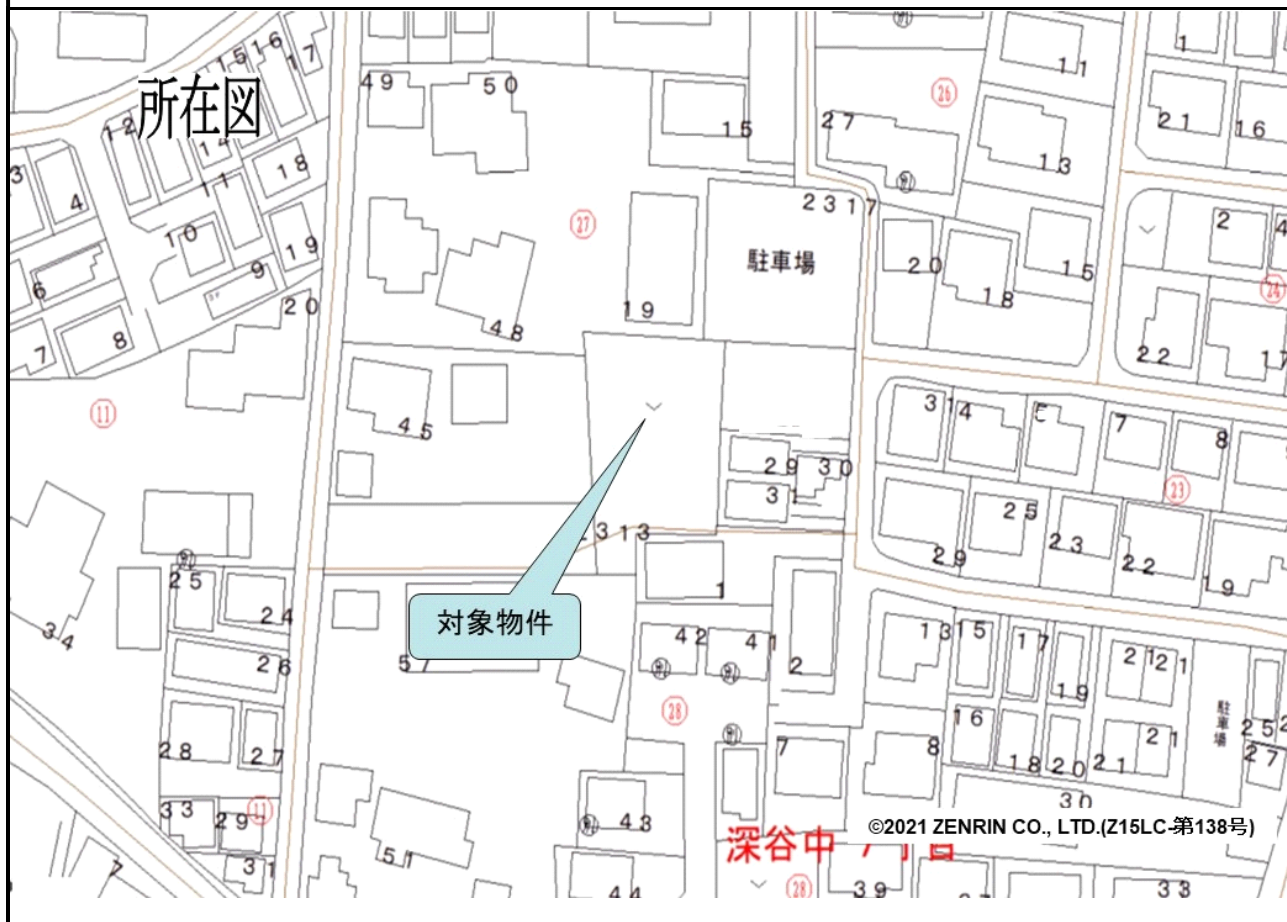


売却区分番号	3 4 1 7 - 1		
見 積 価 額	¥9, 1 0 0, 0 0 0	公 売 保 証 金	¥1, 0 0 0, 0 0 0
財 産 の 表 示	所在 神奈川県綾瀬市深谷中七丁目 地番 2313 番 地目 畑 地積 743 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	第1種住居地域 準防火地域 日影規制（5時間－3時間） 建蔽率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	接面道路なし		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	当局の抵当権設定後、登記上の所有者と売買契約を締結した第三者（買主）が、資材置場、駐車場等として複数の別の第三者に賃貸 賃貸借契約等の内容は不明		
特 記 事 項	動産あり 自動販売機あり 鉄製のフェンスの設置あり 航空法第49条による水平表面 買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。		
住 居 表 示 等	神奈川県綾瀬市深谷中七丁目 2 3 1 3 番		
最 寄 駅 等	小田急電鉄 江ノ島線 高座渋谷駅 西方約2. 3 km		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

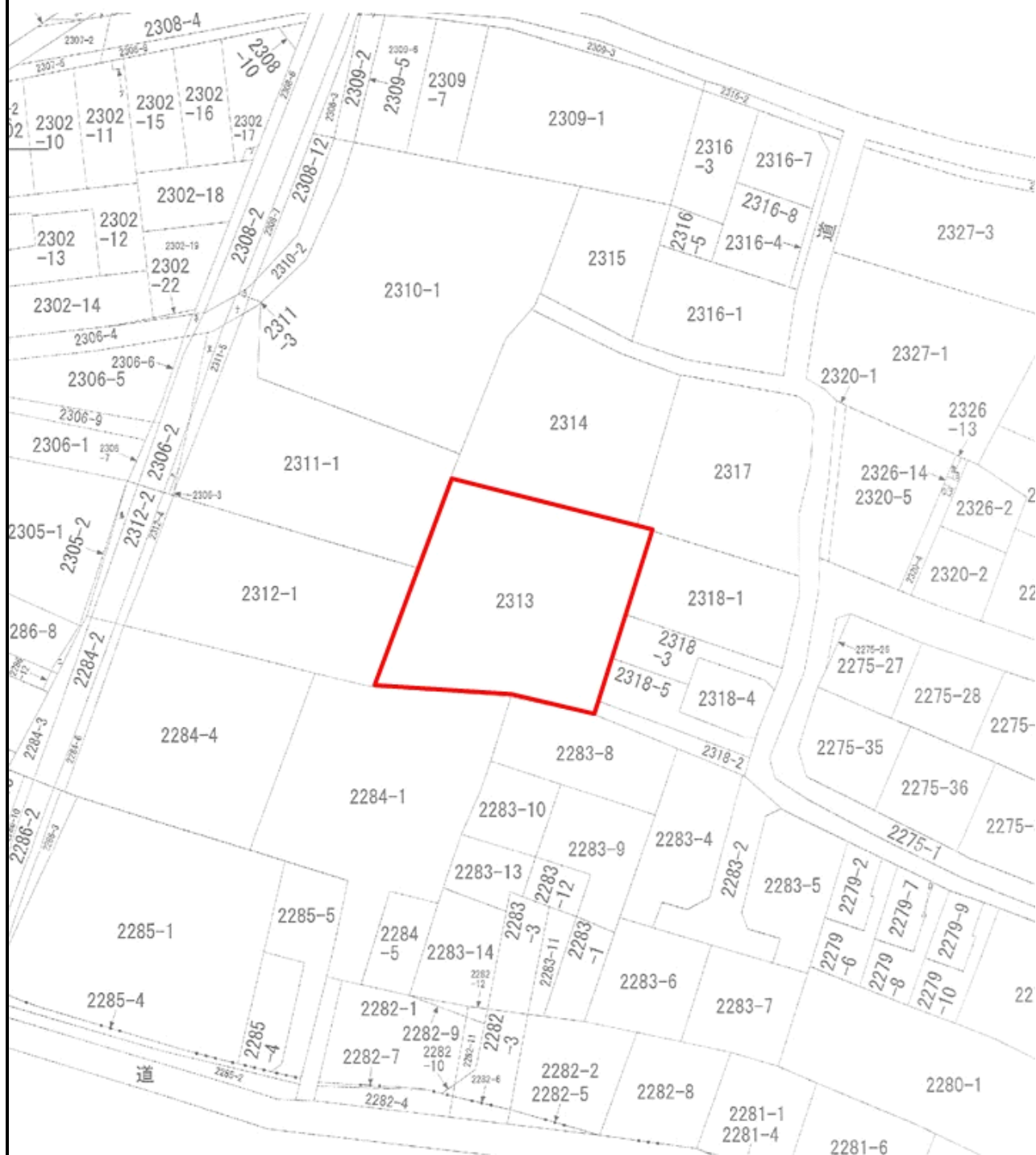
3 4 1 7 - 1



売却区分番号

3 4 1 7 - 1

見取図



売却区分番号

3 4 1 7 - 1

